

福岡県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、私立学校法（昭和24年法律第270号）その他の関係法令によるほか、この審査基準の定めるところによる。

1 学校法人の寄附行為を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。

(1) 園地及び校地（以下「校地等」という。）並びに施設及び設備について

ア 高等学校等の校地等は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。

イ 園舎、校舎その他の必要な施設（以下「施設」という。）及び設備は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。

ウ 校地等は、開設時までに教育上支障のないよう整備されるものであること。

エ 施設及び設備を年次計画で整備するときは、高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

オ 施設及び設備の整備に要する経費は、高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

カ 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

キ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

(2) 経営に必要な財源について

ア 高等学校等における学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の別表第2事業活動収支計算書記載科目（以下「会計基準記載科目」という。）に掲げる人件費、教育研究経費及び管理経費（以下「経常経費」という。）は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

イ 経常経費の財源は、設置経費の財源としての寄附金のほか、開設時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていることとし、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額のおおむね4分の1に相当する運用資金を保有しなければならないこと。なお、この場合において、1の（1）のキを準用すること。

ウ 上記イに加えて、幼稚園の運用財産については、その規模に応じて収入確実なものをもって構成しなければならないこととし、運用財産のうち、年間経常経費支出

予算のおおむね2分の1以上を預金及び現金により保有しなければならないこと。

エ 開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。

この場合において、生徒納付金については、その算出根拠となる幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

(3) 役員等について

ア 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有するものであること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。

イ 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。

ウ 理事長は、他の学校の理事長を2以上兼ねていない者であること。

エ 理事である評議員以外の評議員は、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

オ 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていなければならないこと。

カ 学校法人の事務局長その他幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。

キ 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準により審査する。

(1) 校地等並びに施設及び設備について

ア 申請者が高等学校等を設置する場合、設置経費は、原則自己資金をもって充てることとし、借入金による場合は、次に掲げる事項の全てを満たさなければならないこと。

(ア) 高金利その他償還に支障を及ぼす貸付条件でないこと。

(イ) 借入額は、校地及び校舎の取得に要する経費の3分の2以内であること。

(ウ) 適正な償還計画に基づく借入れであり、教育上支障がないこと。

イ 校地等については、1の(1)のイ及びウを準用すること。

ウ 開設時において、設置経費の財源として、当該設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることとし、当該財源の取扱いについては、1の(1)のキを準

用すること。

エ 施設及び設備については1の(1)(ただし、カを除く。)を準用すること。

(2) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、1の(2)を準用すること。この場合における経常経費については、会計基準記載科目に掲げる借入金等利息を含めて、取り扱うものとする。

(3) 役員等について

役員等については、1の(3)を準用すること。

(4) 既設校等について

ア 既設の高等学校等の在籍する生徒等の数が、原則として収容定員を大幅に超過していないこと。

イ 既設の高等学校等の在籍する生徒等の数が、原則として収容定員を大幅に下回っていないこと。

ウ 既設の高等学校等のうち、完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の高等学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。

エ 既設の高等学校等のための負債について、適正な償還計画が確立されており、かつ、償還が適正に行われていること。

オ 高等学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

3 学校法人が高等学校等の課程、学科を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等の課程、学科(以下「課程等」という。)を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、原則として、2に準じて審査する。

4 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法第64条第4項の学校法人(以下「準学校法人」という。)の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合

準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、上記1から3までに準じて審査を行う。

付 則

この基準は平成6年10月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は平成29年4月1日より施行する。

(準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の廃止)

2 準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準は、廃止する。